

使用規則(店舗の貸切)

1 申込手続き

- (1) 当社が運営する「BANK30」(東京都港区海岸1-10-45 アトレ竹芝 1F BANK30 所在。以下「本店舗」といいます。)の全部又は一部の貸し切りを希望される場合、当社に連絡のうえ「仮予約申込書」のご提出をしてください。
- (2) 仮押さえ後2週間以内に当社が定める「使用規則」(以下「本使用規則」という。)をご確認いただき、当社が定める「会場利用申込書」(以下「申込書」といいます。)をご提出ください。
- (3) 当社が提出された申込書を確認のうえ、その内容を承諾したときに、ご使用についての契約(以下「本使用契約」といいます。)が成立します。本使用契約の成立日よりキャンセル料金の対象となりますのでご注意ください。
- (4) 開催日、内容等により、内金・最低保証額の設定その他利用に条件を付ける場合があります。

2 使用に当たってのプラン(契約金額の決定方法、精算方法等)

ご使用のプランは以下をご準備しています。詳細は、お問い合わせください。

(1) プライベートパーティー

【契約金額の決定方法】

事前に1名当たりの金額を決定します。

当日、受付にての人数カウントを行い、契約金額を確定します。

【精算方法】

パーティー終了直後に行います。

お支払い方法は現金又はクレジットカードでのご精算となります。

ご契約内容に応じてお振込にて事前のご入金をお願いする場合があります。

(2) イベントレンタル/スタジオレンタル

個別の内容に応じて、決定させていただきます。

3 契約の変更

本使用契約の内容の変更(規模の縮小、日時、人数の変更を含みます。)が必要な場合、別途協議のうえ合意する必要があります。なお、ご利用日の1週間前までを原則とし、それ以降の変更はお受けできない場合があります。

4 解約

使用者の都合で本使用契約を解約する場合、当社が指定する「キャンセル申請書」をご提出ください。当社がキャンセルを受諾した日(以下「解約日」といいます。)をもって、本使用契約は解約されます。

5 キャンセル料について

- (1) 使用者の都合で本使用契約が解約された場合、解約日を基準日として、本使用契約で定めた契約金額(ただし、プライベートパーティープランその他の当日まで契約金額が確定しないプランに関しては最低保証金額とします。)に対し以下のキャンセル料が発生します。
 - ご使用日の3-2ヶ月前：40%
 - ご使用日の2-1ヶ月前：70%
 - ご使用日の1ヶ月前-当日：100%
- (2) 使用者の責によらない事由により本使用契約が解約になった場合、キャンセル料は発生しません。ただし、この場合において使用者に発生する損害について、当社は、当社に故意又は重過失がある場合を除き、一切責任を負いません。

6 禁止事項等

- (1) 使用者及び使用者が本店舗の利用をさせる者(以下「参加者」といいます。)が、以下の行為をすることを禁止します。ただし、当社が承諾した場合を除きます(なお、当社が承諾した場合においても法令により禁止される場合があります。法令違反の有無は、使用者の責任でご確認ください。)
 - ① 未成年者の入店が禁止されている時間帯における未成年の参加(出演者としての参加も含みます。以下、本条において同じ。)
 - ② 未成年者の参加が禁止されている又は望ましくない内容(当社が未成年者の参加が望ましくないと判

- 断したものを含みます。)での利用時の未成年者の参加
- ③未成年者の参加が禁止されていない態様での利用時の参加者へのアルコールの提供(当社が提供しないほか、持ち込みも禁止します。)
 - ④違法薬物の使用又は持ち込み
 - ⑤承諾の無い飲食物の持ち込み
 - ⑥DJブース内での飲食又は暴力行為、ダイブ等の危険行為(当社の判断によります。演出上必要な場合は、事前にご相談ください。)
 - ⑦承諾の無い店内造作、家具等のレイアウト変更
 - ⑧承諾の無い場所へのポスター等掲示物の添付
 - ⑨本使用契約で指定した利用場所以外のエリアへの出入り(具体的な利用可能エリアは事前にご確認ください。)
 - ⑩その他当社が指示した事項に反する行為
- (2)ご利用時に参加者の年齢確認(IDチェック)を行う場合があります。参加者には、公的証明書(※)の持参を指示してください。

※公的証明書:パスポート、運転免許証、マイナンバーカード(通知カードは不可)等写真付きの身分証明書

7 損害賠償

- (1)使用者(参加者も含みます。以下、本条において同じ。)の責めに帰する事由により、本店舗の設備、備品その他の物件を汚損、毀損、又は紛失した場合、使用者はこれを原状に回復し、又は当社が算定して原状の回復に要する費用を支払うものとします。なお、使用者の責めに帰するか否かを問わず、本店舗の設備、備品その他の物件に、汚損、毀損、又は紛失の事態が生じた場合は、速やかに当社へご連絡ください。
- (2)使用者の責めに帰する事由により、本店舗の他の使用者、本店舗の入居している施設(ウォーターズ竹芝)の管理者、本店舗以外のテナント、来館者その他の第三者に対して損害を与えた場合、使用者は、自己の責任で、それらに対する損害を賠償するものとし、当社が当該損害の発生に関連して負担した費用(弁護士報酬を含みます。)及び損害賠償金を補償するものとします。
- (3)上記のほか、使用者は、本使用規則に違反したことにより、当社に発生した損害(弁護士報酬を含みます。)を賠償するものとします。

8 免責

(1)不可抗力による場合

天災、火災、疫病の流行、行政機関の要請、命令その他不可抗力によって本店舗の使用が困難になった場合、既払いの料金は返金します。ただし、不可抗力による使用の中止に伴う損害については、当社は賠償責任を負わず、使用者及び当社との協議の上、誠意をもって善後策を協議するものとします。

(2)その他の事情による場合

本店舗又は本店舗の入居している施設(ウォーターズ竹芝)の都合により、当社から、本店舗の使用を中止することがあります。この場合、既にお支払い頂いた使用料金は返金いたします。ただし、これによる使用の中止に伴う損害について、当社は賠償責任を負わないものとします。

9 使用の中止

以下の事項のいずれかがあった場合、当社は、使用者による本店舗の使用を直ちに中止できるものとします。この場合、当社は、料金を返還する義務を負わず、使用者に対しての一切の損害賠償責任を負わないものとします。

- (1)申込書に記載された内容(契約変更があった場合は変更後の内容を含みます。)と異なる使用がされている場合その他申込書の記載事項に虚偽又は事実と異なる記載があった場合
- (2)当社の承諾なく、使用者以外の第三者に対して本店舗を使用させた場合
- (3)悪臭の発生、近隣での騒音、振動、危険物の持ち込み、不法駐車、その他近隣に迷惑、損害を及ぼす行為(使用者に限らず、参加者が行った場合も含みます。)
- (4)使用者又は参加者が当社の指示に従わなかった場合
- (5)使用者又は参加者が違法行為を行った場合又はそのおそれがあると当社が判断した場合
- (6)使用者が本使用契約又は本使用規則に違反した場合

- (7) 使用が公の秩序、善良な風俗を乱すおそれのある場合
- (8) 使用を継続することが危険な状況、騒擾等のおそれのある場合
- (9) 参加者の意に反する署名活動、執拗な勧誘、キャッチセールス等の行為が含まれると判断された場合
- (10) 政治、宗教活動等に関する場合
- (11) 関係官公庁より中止命令が出た場合
- (12) 次条に抵触していると当方が判断した場合
- (13) その他当社が本店舗の使用を認めるべきで無いと判断した場合

10 反社会的勢力の排除

- (1) 使用者は、現在又は将来にわたって、自己(自己が法人の場合は、代表者、役員または実質的に経営を支配する者)が次の各号の反社会勢力のいずれにも該当しないことを表明、確約するものとします。
 - ①暴力団、②暴力団員、③暴力団準構成員、④暴力団関係企業、⑤総会屋等、⑥社会運動等標ぼうゴロ、⑦特殊知能暴力集団等、⑧その他前各号に準ずるもの。
- (2) 前項の表明が虚偽の申告であることが判明した場合、当社は、催告なく直ちに本使用契約を解除できることとします。この場合、当社は、使用者に対し、賠償責任を負わないものとします。

11 その他

- (1) 使用者は、本店舗の入居している施設(ウォーターズ竹芝)の規則、指示を遵守するものとします。当該施設の管理者又は他のテナントから注意・指示を受けた場合、すみやかに当社に報告してください。
- (2) 使用中、不意の事故その他やむを得ない理由により本店舗の使用の続行が困難になった場合、当社の判断、指示に従ってください。
- (3) 本使用規則に定めていない事項については互いに誠意をもってその都度協議決定するものとします。
- (4) 当社と使用者との間で本使用契約に関連し発生する紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。